

介護職種について外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則に規定する特定の職種及び作業に特有の事情に鑑みて事業所管大臣が告示で定める基準等（案）に対する御意見募集の結果について

平成 29 年 9 月 29 日
厚生労働省社会・援護局福祉基盤課

平成 29 年 6 月 21 日（水）から平成 29 年 7 月 20 日（木）までの間、介護職種について外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則に規定する特定の職種及び作業に特有の事情に鑑みて事業所管大臣が告示で定める基準等（案）に関して御意見を募集したところ、113 通の御意見が寄せられました。

お寄せいただいた御意見を整理し、それらに対する当省の考え方を以下のとおり取りまとめましたので御報告いたします。

なお、パブリックコメントの対象となる案件についての御意見等に対する考え方のみを公表させていただいておりますのでご了承下さい。

今回御意見をお寄せいただいた方々の御協力に、厚く御礼申し上げます。

整理 番号	主な御意見の概要	御意見に対する考え方
日本語能力要件について（第 1 の 1（1））		
	<p>○日本語能力試験 N 4 合格レベルの日本語能力では、記録や申し送り等の業務を行うのは困難であることなどから、第一号技能実習生に求める日本語能力として不十分である。</p> <p>○N 4 要件は現実的には厳しいので、緩和すべき。</p>	<p>介護職種の技能実習制度における日本語要件については、「外国人介護人材受入れの在り方に関する検討会中間まとめ」（平成 27 年 2 月 4 日）（以下「中間まとめ」という。）において、「段階を経て技能を修得するという制度の趣旨から期待される業務内容や到達水準との関係を踏まえ、1 年目（入国時）は、基本的な日本語を理解することができる水準である「N 4」程度を要件として課し」との記載に基づき、設定しています。</p>
	<p>日本語能力試験 N 4 合格レベルの技能実習生が、働きながら 1 年間で日本語能力試験 N 3 に合格することは困難であるため、技能実習生の日本語学習支援等を行うべきである。</p>	<p>介護職種の技能実習生については、適切に日本語能力の向上が図れるよう、実習実施者における標準的な日本語学習プログラムの開発や自己学習のための WEB コンテンツの開発などにより、技能実習生が自律的に学習できる環境の整備を図ることとしています。</p>

	<p>○技能実習生の日本語能力を評価する試験として多くの試験を認めることが技能実習生の選択肢を増やすことにもなると考えるが、日本語能力試験、J. TEST、NAT-TEST以外に想定されている試験はあるか。また、技能実習生の日本語能力を評価する試験として認められるためには、どのような手続きが必要なのか。</p> <p>○民間試験の活用には賛成だが、日本語能力試験との対応関係が明確にされているかは、慎重に検討する必要がある。</p>	<p>技能実習生の日本語能力を評価する試験については、日本語能力試験と対応関係が明確にされているか否かを考慮することとしており、日本語能力試験のほか、J. TEST、NAT-TESTとすることを通知でお示ししております。</p>
	<p>○日本語能力試験などは、職場や日常生活でのコミュニケーション能力を評価するものではないため、介護現場で必要な日本語能力を測る新たな試験の作成等を検討するべきである。</p> <p>○日本語能力試験N4、N3等に合格した者でなくても、合格した者と同等の能力があると認められれば、要件を満たしているものとすべきである。</p>	<p>技能実習生の日本語能力については、日本語能力試験N4、N3合格レベルを要件とすることによって、日本で生活していく上で必要な日本語能力を基本的には担保することとしております。なお、介護現場で必要な日本語能力については、入国後講習や実習実施者において行われる日本語学習を通じて習得することとしています。</p>
	<p>日本語能力を証明する書類については、技能実習計画の認定の申請を行った後に追完することを認めるべきである。</p>	<p>日本語能力を証明する書類については、第1号技能実習については、実習開始の3か月前まで、第2号技能実習については、実習開始の2か月前までであれば、技能実習計画の認定の申請後に追完することを可能としております。</p>
<p>「設立後3年を経過していること」について（第1の1（2））</p>		
	<p>「設立後3年を経過していること」という要件は、法人と事業所どちらに課されるものなのか明確にすべきである。</p>	<p>「設立後3年を経過していること」という要件は、技能実習を行わせる事業所に課することとしています。</p>
<p>入国後講習について（第1の1（3））</p>		
	<p>240時間以上の日本語科目の講義と42時間以上の介護導入講習の講義は、技能実習制度本体のルールとして定められている入国後講習の時間数</p>	<p>日本語科目の講義の時間数（240時間以上）と介護導入講習の講義の時間数（42時間以上）は、技能実習制度本体のルールとして定められている</p>

	<p>(第1号技能実習の予定時間全体の6分の1以上)に加えて行う必要があるのか。</p>	<p>入国後講習の時間数に含まれるものであり、加えて行う必要はありません。</p>
	<p>日本語科目と介護導入講習について、想定されている「一定の教育内容及び時間」は、技能実習計画を作成するに当たり、どの程度まで柔軟に変更することが可能なのか。</p>	<p>講習時間数を告示上「標準として」としている日本語科目については、教育内容ごとの最低時間数を、別途公表する介護職種の運用要領でご案内させていただくこととしています。</p> <p>介護導入講習の教育内容については、告示でお示している教育内容ごとの最低時間数を満たす必要があります。</p>
	<p>日本語科目の講義の教育内容及び時間数は、どのような根拠に基づいて定められているのか。</p>	<p>日本語科目の教育内容及び時間数については、介護職種の技能実習生は、入国時に日本語能力試験「N4」程度、2年目は「N3」程度が要件とされていることを踏まえ、平成28年度社会福祉推進事業で実施された日本語学習方法等の調査開発事業における有識者の議論等を参考として設定しています。</p>
	<p>○日本語科目の講義の総時間数は240時間以上とのことであるが、介護業務を行うことを考えると、日本語の学習は240時間では不十分である。実習開始後も継続的に日本語学習を行うことを要件とすべきである。</p> <p>○技能実習生の日本語能力を確保するためには、政府として、来日後の合同研修の実施など実効性のある措置を講じるべきである。</p>	<p>介護職種の技能実習生については、実習開始後も継続して日本語能力の向上が図れるよう、実習実施者における標準的な日本語学習プログラムの開発や自己学習のためのWEBコンテンツの開発などにより、技能実習生が自律的に学習できる環境の整備を図ることとしています。</p>
	<p>日本語科目の講義について、「介護の日本語」等の教育内容の具体的な内容を明確にすべきである。</p>	<p>「介護の日本語」については、実習実施者における標準的な日本語学習プログラムと合わせて、教材等を提示することを検討しています。</p>
	<p>○日本語科目の講師、特に「介護の日本語」の講師については、介護福祉士等の介護現場に精通している者が担当すべきである。</p> <p>○日本語科目の講師の要件(第1の1</p>	<p>「介護の日本語」は、実習に当たって必要となる基礎的な介護の言葉を学ぶもので、介護技能を学習するものではないため、日本語教育の専門家が指導することにより、効果の高い日本</p>

	<p>(3) ③) について、「その他上記と同等以上の知識及び経験を有する者」とは、具体的にはどのような者なのか明確にすべきである。</p>	<p>語学習を提供できるものと考えています。</p> <p>「その他上記と同等以上の知識及び経験を有する者」については、「日本語教育機関の告示基準」(法務省入国管理局平成 28 年 7 月 22 日策定)第 1 条第 1 項第 13 号と同程度の内容を別途通知で示すこととしています。</p>
	<p>○介護導入講習の総時間数は 42 時間以上とのことだが、初任者研修の科目合計 130 時間と比べると少なく、不十分である。</p> <p>○介護導入講習の総時間数を増やすべきである。</p> <p>○介護職員初任者研修を受講した場合には、介護導入講習の 42 時間を免除すべきである。</p>	<p>介護職種の技能実習を開始するに際し、介護に関する基礎的な事項を学ぶという介護導入講習の趣旨を踏まえ、また、E P A 介護福祉士候補者の介護導入研修の時間数等を考慮し、介護導入講習の時間については 42 時間としています。</p>
	<p>○介護導入講習の講師の要件(第 1 の 1 (3) ⑤) について、「その他上記に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認められる者」として、一定の実務経験のある介護福祉士等を認めるべきである。</p> <p>○介護導入講習の講師の要件(第 1 の 1 (3) ⑤) について、「その他上記に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認められる者」とは、具体的にはどのような者なのか明確にすべきである。</p>	<p>介護職種の技能実習を開始するに際し、介護に関する基礎的な事項を学ぶという介護導入講習の趣旨を踏まえ、介護導入講習の講師については、介護福祉士養成施設等での教授経験を求めています。</p> <p>「その他上記に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認められる者」の具体的内容については、別途通知で示すこととしています。</p>
	<p>介護導入講習について、実務者研修施設等の外部研修機関への講習の委託を可能とすべきである。</p>	<p>技能実習制度上、入国前後の講習を適切な第三者に委託することは可能とされています(外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則(平成 28 年法務省・厚生労働省令第 3 号。以下「規則」という。)第 10 条第 2 項第 7 号イ及びハ)。</p>
	<p>入国前講習を行った場合の入国後講習の時間数の省略について、どのような内容について、どれくらいの時間</p>	<p>ご指摘の時間数の省略に関し、省略可能な時間数、入国前講習の実施内容の届出様式等の具体的内容について</p>

	<p>数の講習を実施すれば、どれだけ省略することができるのか明確にするべきである。</p> <p>また、入国前講習で実施した教育内容については、どのように証明するのか。</p>	<p>は、別途公表する介護職種の運用要領でご案内させていただくこととしています。</p>
	<p>入国前講習における講師についても要件を課さなければ、入国前講習の内容の質が入国後講習で要求する水準を満たさない可能性が生じると思われるが、入国前講習の内容の質をどのように担保するのか。</p>	<p>入国前講習についても、講師要件を設けることとしており、その具体的内容については、別途公表する介護職種の運用要領でご案内させていただくこととしています。</p>
	<p>日本語能力試験N4合格レベルの者については、入国前講習の実施の有無に関わらず、2か月以上の入国後講習を行うべきである。</p>	<p>技能実習制度上、入国前講習を受けた場合には、入国後講習の期間が短縮されることとされています（規則第10条第2項第7号ハ）。</p> <p>また、介護職種の技能実習生については、実習開始後も継続して日本語能力の向上が図れるよう、実習実施者における標準的な日本語学習プログラムの開発や自己学習のためのWEBコンテンツの開発などにより、技能実習生が自律的に学習できる環境の整備を図ることとしています。</p>
	<p>離島及び過疎地域においては、入国後講習の講師要件について、特別な配慮が必要である。</p>	<p>技能実習制度上、認定計画に従って入国後講習を実施することが監理団体の許可基準として定められており（規則第52条第7号）、監理団体には、適切な第三者に委託する等して、入国後研修を実施していただきたいと考えています。</p>
<p>技能実習指導員等について（第1の2（1）、（2））</p>		
	<p>技能移転という制度趣旨を踏まえると、技能実習指導員は全て介護福祉士の資格を有する者の中から選任することなどを要件とすることにより、指導体制を強化すべきである。</p>	<p>技能実習制度上、すべての技能実習指導員は、修得等をさせようとする技能等について5年以上の経験を有すること等が求められています（規則第12条第1項第2号）。</p> <p>介護職種においては、適切な技能移転を図るため、介護に関する専門的知識・技能を担保することを目的とし</p>

		て、さらにそのうちの1名以上について、介護福祉士資格等の資格要件を上乗せするものとなっています。
	技能実習生と他の介護職や利用者との間でトラブルが発生することを防ぐため、技能実習生が人間関係等の問題に関して相談できる相談員を配置する等の措置を講じることを要件とすべきである。	<p>技能実習生の生活上の相談への対応については、技能実習制度上、事業所ごとに技能実習生の生活の指導を担当する生活指導員を1名以上配置することが定められています(規則第12条第1項第3号)。</p> <p>また、監理団体においても、技能実習生に対する相談体制を構築することが必要です。(規則第52条第14号)</p> <p>加えて、介護職種については、業界のガイドラインにおいて、生活指導員が中心となって、技能実習生の実習環境の整備に努めることを推奨しています。</p>
	第1の2(1)について、「その他同等以上の専門的知識及び技術を有する者と認められる者」として、看護師を想定しているとのことであるが、介護と看護では専門性が異なるため、介護福祉士以外は認めるべきではない。	看護師については、医療機関において、看護補助者による介護等の業務が実施されることを踏まえ、その指導を行う看護師を技能実習指導員として認めることとしています。
技能実習生を受け入れる事業所について(第1の2(3)、(4))		
	児童福祉法関係の施設・事業所は技能実習生を受け入れる事業所の対象とすべきではない。	技能実習生を受け入れる事業所の対象については、中間まとめにおいて、介護福祉士の国家試験の受験資格要件において、「介護」の実務経験として認められる事業所から訪問系サービスを除いたものとすべきと示されており、これに沿って、対象となる事業所を設定しています。
	介護職が3名でサービス提供を行うことが基本である訪問入浴介護や監督・指導体制が整備されたサービス付き高齢者向け住宅等において行われる訪問介護については、技能実習の対象として認めるべきである。	訪問介護などの訪問系サービスについては、中間まとめに基づき、適切な指導体制をとることが困難であることに加え、利用者、技能実習生双方の人権擁護、適切な在留管理の担保が困難であることから、介護職種の技能

		実習の対象とはしないこととしています。
夜勤等について（第1の2（5））		
	<p>○技能実習生を夜勤等の業務に配置するべきでない。</p> <p>○技能実習生を夜勤等の業務に配置する場合には、厳格な条件を課すべきである。</p> <p>○「利用者の安全の確保等のために必要な措置を講じることとしていること」について、具体的にどのような措置が必要なのか明確にするべきである。</p>	<p>夜勤は、昼間と異なり少人数での勤務となるため利用者の安全性に対する配慮が特に必要となるとともに、技能実習生の心身両面への負担が大きいことから、技能実習生を夜勤業務に配置する際には、安全確保措置を講ずることが必要となります。</p> <p>具体的には、技能実習生への技能・技術の移転を図るという技能実習制度の趣旨に照らし、技能実習生が業務を行う際には、技能実習生以外の介護職員を指導に必要な範囲で同時に配置することが求められるほか、業界のガイドラインにおいても、指導等に必要な数の技能実習生以外の介護職員（主として技能実習指導員）と技能実習生の複数名で業務を行うこととしています。</p> <p>これにより、介護報酬上は一人夜勤が可能とされるサービスについても、技能実習生一人による夜勤を認めないこととしています。</p>
人数枠について（第1の3）		
	「常勤介護職員」の「常勤」の定義を明確にすべきである。	「常勤介護職員」の「常勤」の定義については、技能実習制度本体と同様であり、実習実施者に継続的に雇用されている職員（いわゆる正社員を意味し、正社員と同様の就業時間で継続的に勤務している日給月給者を含む）が「常勤」の職員に該当します。
	利用者の安全や介護サービスの質を確保するという観点から、介護職種については優良な実習実施者・監理団体における受入れ人数枠の拡大を認めるべきではない。	介護職種における優良な実習実施者・監理団体に認められる受入れ人数枠についても、本体制度と同様に、十分な指導体制の確保という観点を踏まえて設定しています。
	優良な実習実施者の認定については、介護職種に固有の要件は設定され	監理団体と異なり、介護職種の实習実施者が他職種の技能実習を行うこ

	ないのか。	とは基本的に想定されないため、優良な実習実施者の認定については、介護職種に固有の要件は設定しないこととしています。
監理団体の法人形態について（第2の1）		
	介護職種に知見のない団体や介護事業所などの運営実績がない法人が介護職種の監理事業を行うことは介護の質を担保する上で問題があり、介護に関する専門性を担保するための要件を監理団体に課すべきである。	介護職種の監理団体については、技能実習計画の作成指導者として、介護福祉士等の一定の専門性を有する者を配置することを要件とすることによって、介護に関する一定の専門性を担保することとしています。
	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則第29条第1項第9号に定める法人（監理事業を行うことについて特別の理由があり、かつ、重要事項の決定及び業務の監査を行う適切な機関を置いているもの）は、介護職種の受入れはできないのか。 ○社会福祉法人や医療法人等によって構成される一般社団法人や一般財団法人も介護職種の監理団体として認めるべきである。 ○社会福祉法人についても、介護職種の監理団体になることができる法人形態として認めるべきである。	介護職種の監理団体になろうとする法人については、商工会議所、商工会、中小企業団体、職業訓練法人、公益社団法人、公益財団法人又は法人の目的に介護事業の発展に寄与すること等が含まれる全国的な医療又は介護に従事する事業者から構成される団体（その支部を含む。）である必要があります。
	第2の1①について、「一般監理事業に係る監理許可を受けていること」という要件は、3年以内に監理事業を開始した監理団体が介護職種の監理団体に参入することを制限するものであり、公平性を欠いている。	ご意見の趣旨も踏まえ再検討した結果、監理事業を行う法人としての適格性は本体制度によって担保されており、かつ、介護分野の知見については、介護福祉士等の配置を求めることにより担保することとしていることから、「一般監理事業に係る監理許可を受けていること」という要件は課さないこととしました。
	○第2の1①について、「当該法人の全ての会員又は組合員が介護等の業務及びこれに関連する業務を行う事業者であること」とあるが、「関連する業務」の範囲を明確にするべきであ	「一般監理事業に係る監理許可を受けていること」という要件を課さないこととしたことに伴い、「当該法人の全ての会員又は組合員が介護等の業務及びこれに関連する業務を行う事

	<p>る。</p> <p>○第2の1①について、「当該法人の全ての会員又は組合員が介護等の業務及びこれに関連する業務を行う事業者であること」という要件は緩和すべきである。</p>	<p>業者であること」という要件も課さないこととしています。</p>
	<p>第2の1③について、「全国的な医療又は介護に従事する事業者から構成される団体」はどのような法人を想定しているのか。また、該当するかどうかについては、具体的には何を基準に決まるのか。</p>	<p>「全国的な医療又は介護に従事する事業者から構成される団体」に該当する否かについては、定款や団体の構成員、財務諸表等から総合的に判断することとしています。</p>
	<p>第2の1③について、「介護事業の発展に寄与すること等」の「等」には何が含まれるのか。</p>	<p>医療又は社会福祉の発展に寄与することが含まれます。</p>
	<p>医療・介護事業を行っている団体とその他の監理団体が共同で監理事業を行うことを認めるべきである。</p>	<p>技能実習制度上、監理事業については、許可を受けた監理団体が自ら行わなければなりません。ただし、入国前後の講習を適切な第三者に委託することは可能とされています（規則10条2項7号イ参照）。また、監理団体が自ら責任を有した上であれば、技能実習の実施状況の現地確認への同行等の一部の補助的な業務を委託することは認められています（法務省・厚生労働省編「技能実習制度運用要領」第5章第15節参照）。</p>
<p>技能実習計画の作成指導者について（第2の2（1））</p>		
	<p>第2の2（1）②における「その他これと同等以上の専門的知識及び技術を有すると認められる者」として、介護支援専門員等の介護に関連する資格を取得しており、介護業務に従事した経験がある者を認めるべきである。</p>	<p>第2の2（1）②における「その他これと同等以上の専門的知識及び技術を有すると認められる者」としては、一定の実務経験を有する介護支援専門員や看護師等を認めることとしています。</p>
	<p>技能実習計画作成指導者の要件については、他職種と同様にすべきである。</p>	<p>介護職種の技能実習計画については、技能移転の対象項目ごとに詳細な計画を作成することが求められるため、介護福祉士等の一定の専門性が認められる者が技能実習計画の作成の</p>

		指導を行うことを要件としています。
	技能実習計画作成指導者に求められる5年間の業務経験について、介護福祉士資格の取得時期との前後は問わないのか。	技能実習計画作成指導者に求められる5年間の業務経験については、介護福祉士資格の取得時期との前後は問いません。
	技能実習計画作成指導者は非常勤役職員でもよいのか。また、実習実施者の役職員との兼務でもよいのか。	技能実習計画作成指導者については、本体制度同様、常勤・非常勤は問いません。また、実習実施者の役職員との兼務も可能です。
	技能実習計画の作成の指導には、日本語教育の専門家も関わるべきである。	日本語教育については、業界のガイドラインにおいて、実習実施者に日本語教育の専門家を配置することが難しい場合については、監理団体が日本語教育の専門家による定期巡回・相談を行うことを推奨しています。
同等業務従事経験等について（その他参考）【6件】		
	いただいたご意見につきましては、今後の施策の参考とさせていただきます。	